

情報提供

那医発第 302 号
令和6年10月17日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 外間 浩



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「1 か月児及び 5 歳児健康診査への協力依頼について」の通知が届きましたので
ご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお
願います。☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

沖 医 発 第 971 号
令和 6 年 10 月 11 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 銘苅桂子



1 か月児及び 5 歳児健康診査への協力依頼について

今般日本医師会より、標記文書の発出がありましたのでお知らせ致します。

本件は、1 か月児及び 5 歳児健康診査への協力依頼についての通知となっております。

こども家庭庁の令和 5 年度補正予算において 1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る支援事業が自治体への補助事業として創設され、令和 7 年度においても予算概算要求がなされていますが、令和 5 年度の交付自治体は極めて少ない状況にあるとのことです。

このことから、1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る支援事業の推進を図るために、今般、こども家庭庁母子保健課より、各都道府県等母子保健主管部(局)長宛て事務連絡「5 歳児健康診査の事例の周知について」及び「令和 5 年度母子保健衛生費国庫補助金(令和 5 年度補正予算)に係る Q&A について」がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

1 か月児健診は、実際には多くの自治体で実施されていると認識しておりますが、5 歳児健康診査は新たな健診体制の構築とともに事後措置ができる体制整備が必要であると考えております。

市町村において実施される乳幼児健康診査は、自治体と現場の医師が両輪として進めていくことが重要であることから、貴会におかれましては、円滑な実施に向けて自治体に対して補助金交付申請を積極的に働きかけていただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 か月児及び 5 歳児健康診査への協力依頼について

(令和 6 年 9 月 17 日 (日医発第 1041 号 (健Ⅱ)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 喜納、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第1041号(健Ⅱ)
令和6年9月17日

都道府県医師会担当理事 殿
郡市区医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺 弘 司
濱 口 欣 也
(公印省略)

1 か月児及び5歳児健康診査への協力依頼について

こども家庭庁の令和5年度補正予算において1か月児及び5歳児健康診査に係る支援事業が自治体への補助事業として創設され、令和7年度においても予算概算要求がなされていますが、令和5年度の交付自治体は極めて少ない状況にあります。

このことから、1か月児及び5歳児健康診査に係る支援事業の推進を図るために、今般、こども家庭庁母子保健課より、各都道府県等母子保健主管部(局)長宛て事務連絡「5歳児健康診査の事例の周知について」及び「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金(令和5年度補正予算)に係るQ&Aについて」がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

1か月児健診は、実際には多くの自治体で実施されていると認識しておりますが、5歳児健康診査は新たな健診体制の構築とともに事後措置ができる体制整備が必要であると考えております。

市町村において実施される乳幼児健康診査は、自治体と現場の医師が両輪として進めていくことが重要であることから、貴会におかれましては、円滑な実施に向けて自治体に対して補助金交付申請を積極的に働きかけていただきますとともに、関係医療機関等への周知方につきましてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年9月6日

公益社団法人日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

1 か月児及び5 歳児健康診査について（周知依頼）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

ご承知の通り、令和5年度補正予算にて新たに1 か月及び5 歳児健診に係る支援事業を創設しましたが、令和5年度の交付自治体は、極めて少ない状況であり、更なる周知が必要な状況です。

今般、1 か月及び5 歳児健診に係る支援事業の推進を図るために、「5 歳児健康診査の事例の周知について」及び「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」について、別添のとおり、各自治体あてに、事務連絡で周知したところです。

つきましては、貴会会員におかれましても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年9月6日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

5歳児健康診査の事例の周知について

母子保健施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）については、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、令和5年度補正予算にて新たに5歳児健診に係る支援事業を創設し、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知）により実施要綱を定めました。

また、「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」（令和6年6月12日一部改正こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）において、今後2～3年を目処に、対象となる幼児全てに5歳児健診を実施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業において事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないとお示したところです。

今般、5歳児健診の推進を図るため、別添のとおり、本事業を活用している自治体の事例について作成しました。各市町村（特別区を含む。）においては、内容についてご了知いただき、5歳児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備にご活用いただくとともに、必要に応じて、関係機関等へ周知いただくようお願いします。

また、都道府県における母子保健事業の体制整備のために、母子保健衛生費国庫補助金の「母子保健対策強化事業」を実施しております。「5歳児健康診査の

実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」(令和6年3月29日子ども家庭庁成育局保育政策課長・保育政策課認可外保育施設担当室長・成育基盤企画課長・母子保健課長、支援局障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・特別支援教育課長・健康教育・食育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長・障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)において、各都道府県においては、地域の実状を踏まえ、広域的な調整を行うことが望ましいとされていることも踏まえていただき、こうした事業をご活用いただき、5歳児健診の実施体制の整備に係る広域的な調整等をよろしくお願いします。

なお、より詳細な各市町村における5歳児健診の実施状況については、令和6年度子ども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者：永光 信一郎)において、5歳児健診ナビポータルを作成中であり、今後も国において継続的に横展開を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

【照会先】

子ども家庭庁成育局母子保健課 高橋 駿

電話：03-6862-0413

E-mail：boshihoken.kakari@cfa.go.jp



事例集



こどもみんなの
こども家庭庁

事例1 集団での5歳児健診を実施する例

実施例

東京都千代田区

【健診実施前】

- 内容：①保護者に健診の案内通知（問診票の送付）
②事前カンファレンス（園からの情報提供、区内で把握している情報）

【健診当日】

スタッフ：小児科医、心理職、保健師、看護師、運動指導員、歯科医師、歯科衛生士、栄養士

- 内容：①保健師による予診
②身体計測
③運動指導員による集団遊び観察
④歯科医師、歯科衛生士による口腔機能評価
⑤小児科医による個別診察
⑥心理相談
⑦栄養相談
⑧保健相談
⑨小児科医を含めたスタッフによる健診後カンファレンス

【健診当日以降】

- 内容：医療機関の紹介
他部署が所管する相談事業の案内
子ども発達センター（千代田区）の紹介
所属園への情報提供

留意点

○ 5歳児健診における集団健診について

- ・乳幼児健診の実施方式には、市区町村の保健センター等で行う集団健診と医療機関に委託して行う個別健診があります。集団健診では、他児との関係性など社会性の発達を観察できること、多職種による保護者への保健指導や相談支援を同日に提供できることなど大きな意義があります。
- ・5歳児健診は、情緒、社会性の発達状況や育児環境の課題等に対する気づきの場としての役割があり、多職種によるこども・家族の状態に応じた支援を開始し、就学に向けて必要な準備を進めていくことを目指します。こうした目的に鑑み、集団健診を推奨しています。
- ・集団健診の場合、市区町村の保健センター等で行うことが一般的ですが、医師、保健師、心理担当職員等がチームを組んで保育所・幼稚園・認定こども園等を巡回する巡回方式などを組み合わせて実施する場合があります。

事例2 集団観察で発達障害等の疑いのある幼児のみを抽出して健診を実施する例

実施例

群馬県藤岡市

1次健診*

スタッフ：〈自治体職員〉保健師、保育士、看護師、家庭児童相談員 等
〈外部委託〉心理師、歯科衛生士
場所：保健センター
内容：①保健師による問診
②身体計測
③集団遊びを通しての行動やコミュニケーションの状況確認
④両親への事後指導
⑤事前カンファレンス



2次健診*

(抽出された者のみ)

スタッフ：〈自治体職員〉保健師、保育士、看護師、家庭児童相談員 等
〈外部委託〉心理師、児童精神科医
場所：保健センター
内容：①健診医による詳細な観察（製作活動や集団遊びを通しての行動やコミュニケーションの状況確認）、心理師による個別面談
②健診後カンファレンス



健診当日以降

個別心理相談
個々の苦手分野に働きかける助言や支援、集団や個別でのコミュニケーショントレーニング等

留意点

* 自治体独自の名称

○抽出健診について

・乳幼児健診については、すべての乳幼児の健康の保持及び増進が図られるよう、対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師等による健診を実施することが望ましいと考えています。一方で、地域によっては、現時点で5歳児健診を実施できる医師等の十分な確保が困難な場合もあると承知しています。このため、今後2～3年を目標に、対象となる幼児全てに5歳児健診を実施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業において、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないこととしています*¹。また、抽出される前を1次健診*、抽出された後を2次健診*として、別日にわけて実施することも可能です。その間隔については定めておりませんが、対象者が4歳6か月から5歳6か月において健診が実施されるようにご配慮をお願いします。

・発達障害等に課題のある幼児等の抽出方法として、医師以外の専門職による集団観察や保健師による個別問診等も挙げられる。

○5歳児健診における医師の診察について

・医師や保健師等がこどもと会話をしたり、所作を指示し、その様子や反応を医師が評価します。胸腹部への聴診や触診などの診察は必須ではありません。必要に応じて、胸腹部への聴診、触診、目や耳などの診察を追加すること*²とされています。医師は事前にその他医療専門職のスタッフが収集した情報を参考にしながら、集団における立ち振る舞い等の評価を行うので差し支えありません。

*¹ 「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」（令和6年9月6日一部改正）こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡

*² 「5歳児健康診査マニュアル」（令和3年度～5年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成研究事業）

事例3 園に医師や専門職が訪問して抽出健診を実施する例

実施例 長野県小海町

健診実施前

スタッフ：保育士、保健師
場所：保育所
内容：①保護者に案内、おたずね票*（問診票）を通知
②おたずね票*を回収後、事前カンファレンス（保育士、保健師）
③園の個別懇談会で、保護者に対して、小児科医や臨床心理士への相談希望の確認

健診当日

（全対象者）

スタッフ：小児科医（町外の医療機関に依頼）、臨床心理士、保育士、保健師
場所：保育所
内容：①抽出された者は小児科医、または臨床心理士による集団遊び観察
②全対象者に保健師による問診
③希望者は小児科医または臨床心理士または保健師による個別相談（担任保育士が同席）
④相談結果の確認後に、全対象者を対象にスタッフによる事後カンファレンス

健診当日以降

園、家庭での経過観察、継続支援
医療、福祉等へつなぐ支援（保健師による受診同行、見学同行等）

* 自治体独自の名称

留意点

○巡回方式について

・専門の医師や心理担当職員、保健師などが保育所等を訪問して実施する巡回型の健診を実施している自治体があります。事前に保護者が記入した問診票を参考にしながら、5歳児（年中組）の教室で子どもたちの行動を観察するというものです。利点としては①子どもたちの集団行動の場면을観察できる、②子ども同士のかかわり方を観察できる、③保育所等の先生方と直接相談できる、という3つが挙げられます。保護者が同席することが多いですが、事前に保護者の同意を取得し、保護者がいない場面での様子を観察し、事後に保護者に結果を報告することもあります※1。

・対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）や保育所等における健康診断に欠席した児などについても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

※1 「5歳児健康診査マニュアル」（令和3年度～5年度 子育て家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成研究事業）

事務連絡

令和6年2月5日

一部改正 令和6年6月12日

令和6年9月6日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）
に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係る Q&A を作成しましたので、各種事業の実施に当たりご参照いただきますようお願いいたします。

（担当）

こども家庭庁成育局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）
に係る Q&A

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問1 1か月児健康診査と5歳児健康診査はどちらも実施することが必要か。

（答）

- 一方の健康診査（以下、「健診」という。）のみの実施でも国庫補助の対象となりますが、出生早期の身体疾患等のスクリーニングを主目的とする1か月児健診、発達障害等のスクリーニングを主目的とする5歳児健診のいずれも重要と考えており、早期の全国展開に向けて、積極的に2つの健診の実施を進めていただきたいと考えています。

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問2 実施対象者について、実施要綱上に定められる時期を超える、または満たさない場合は対象とならないか。

（答）

- 原則として、実施要綱に定めた時期の乳幼児を対象に健診を実施していただくこととなります。ただし、例えば家庭の事情やゴールデンウィーク・年末年始等の連休等により、当該時期に健診を受けられなかったため、実施する時期が多少前後した場合などについては、国庫補助の対象として差し支えありません。

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問3 実施対象者の保護者全員にアンケートを実施し、その中から発達障害等の疑いのある幼児に対してのみ、5歳児健康診査を行う場合は対象になるか。

（答）

- 本事業における1か月児及び5歳児健診は、対象となる年齢の乳幼児全てに、医師及びその他医療専門職（以下「医師等」という。）による健診を実施することとしており、ご質問のようなケースは国庫補助の対象外となります。また、実施要綱の（5）項目等に定められる事項については全て実施する必要があります。
- なお、5歳児健診について、保育所・幼稚園・認定こども園等（以下「保育所等」という。）における定期健康診断等の機会を活用するなどにより上記の健診を実施する「園医方式」や、医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等や家庭を巡回して上記の健診を実施する「巡回方式」を組み合わせて実施する場合も国庫補助の対象となりますので、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、実施要綱の留意事項を参照いただき、柔軟な対応を検討ください。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問3—1 対象となる乳幼児全てに5歳児健康診査を実施することが必要と
ことであるが、当市では現時点で健康診査を実施できる医師等の確保が困
難な状況となっている。このため、医師確保等の体制が整うまでの間は、発
達障害等の疑いのある幼児のみを対象として健康診査を実施することと
できないか。

(答)

- 乳幼児健診については、すべての乳幼児の健康の保持及び増進が図られる
よう、対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師等による健診を実施するこ
とが望ましいと考えています。一方で、地域によっては、現時点で5歳児健
診を実施できる医師等の十分な確保が困難な場合もあると承知しています。
- このため、今後2～3年を目処に、対象となる幼児全てに5歳児健診を実
施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業におい
て、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼
児等を対象に健診を実施することも差し支えないことといたします。
- ただし、この場合であっても、
 - ① 発達等に課題のある幼児等の判断については、保育所等とも連携し、普
段から当該幼児と関わりのある保育士等からの聞き取り等により、集団生
活におけるこどもの様子を踏まえて適切に判断を行うこと、
 - ② 保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）など、①による判断
が困難な幼児については、健診の対象とすること、
 - ③ 発達等への課題が指摘されていない場合でも、必要に応じて、適切な生
活習慣を身につけるための保健指導や育児に関する相談等の子育て支援を
行うこと、など、実効性のある健診を実施いただくようお願いいたします。
- 併せて、5歳児健診を担当する医師等の確保を含む実施体制の整備に向け
て、都道府県とも連携し、医師等に対する研修の実施や、医師会等の関係団
体との医師派遣の調整など、必要な対応を行っていただくようお願いいたし
ます。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問4 問3の回答で、「実施要綱の（5）項目等に定められる事項については全
て実施する必要があります」とあるが、1か月児健康診査の実施に当たり、
赤ちゃん訪問等において一部の事項の把握を実施することで全ての事項の
確認を行う場合は対象となるか。

(答)

- 1か月児健診時に、赤ちゃん訪問等で事前に把握された内容（新生児聴覚
検査、先天性代謝異常等検査の実施状況の確認やビタミンK₂投与の実施状
況、育児上問題となる事項）を医師が確認した上で、健診を行う場合は国庫
補助の対象として差し支えありません。ただし、医師が健診時に確認してい

ない場合や、健診後に赤ちゃん訪問等で確認する場合は、国庫補助の対象外となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問5 1 か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）から市町村に報告される健康診査の結果は、どの範囲まで報告される必要があるか。

（答）

- 基本的には、すでに各市町村で実施している、医療機関に委託して行う乳幼児の個別健診において、市町村が求めている報告内容や頻度（以下「報告内容等」という。）と同様の考え方で、報告内容等を決めていただいて差し支えありませんが、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）の第1に定める総則的事項もご参照の上、事後指導や精密検査等に適切につなげるために必要な事項が遅滞なく報告されるよう、実施機関と連携してください。特に、1 か月児健診について受診の催促をしても未受診の場合や、保健師等による子育て支援がすぐに必要となる場合等については、速やかな情報共有が行われることが必要となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問6 1 か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査について、国庫補助の対象となるのは、国庫補助対象期間中に実施された健康診査分なのか、あるいは、国庫補助対象期間中に実施機関からの請求があった健康診査分なのか。

（答）

- 国庫補助対象期間中に実施された健診分が国庫補助の対象となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問7 5 歳児健康診査の実施方法において、「原則として集団健康診査」とあるが、個別健康診査でも国庫補助の対象になるか。

（答）

- 5 歳児健診においては医師、保健師、心理職、福祉、教育部門など多職種との連携を通して、支援体制を築きやすいこと等から集団健診が望ましいため、実施要綱において、5 歳児健診については、「原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査」として実施するよう定めています。なお、個別健診による実施を補助の対象外としているものではなく、医療機関に委託して個別健診として実施した場合であっても、必要な健診内容が実施さ

れ、その健診結果を踏まえて、必要な対応として、保健指導、カンファレンス等が多職種にて実施される場合は補助金の対象となります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問8 5 歳児健康診査の実施方法において、園医方式とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。

(答)

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「園医が毎年行う健診を5 歳児健康診査として実施するというものです。園医は普段から園児に関する相談に乗っていて、保育士等ともコミュニケーションが取れているというメリットがあります。そのため効率よく要点を絞って健診することができます。さらに保護者も園医には親近感があるため、園医からの様々な指摘に納得しやすく、また相談もしやすいというメリットがあります。5 歳児健康診査を園医が担当するようになって、普段から保育士等から相談されることで園の果たす役割を再認識することもあります。園と保護者と園医の三方にメリットのある園医方式もよい工夫の例と言えるでしょう。園医方式の場合においても自治体が主体となり園と連携しながら、保健指導、専門相談やフォローアップ体制につなげることも重要です。」とされています。

また、園医方式を実施する際に、園の保育士等や、自治体の保健師、心理担当職員などが園児の集団行動の場面を観察し、園医がその結果の報告を受けて、健診を実施することで差し支えありません。

なお、園医方式で実施する際には、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）や保育所等における健康診断に欠席した児などについても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問9 5 歳児健康診査の実施方法において、巡回方式とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。

(答)

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「専門の医師や心理担当職員、保健師などが保育所等を訪問して実施します。具体的には、事前に保護者が記入した問診票を参考にしながら、5 歳児（年中組）の教室でこどもたちの行動を観察するというものです。利点としては①こどもたちの集団行動の場面を観察できる、②こども同士のかかわり方を観察できる、③保育所等の先生方と直接相談できる、という3つが挙げられます。保護者が同席することが多いですが、事前に保護者の同意を取得し、保護者が

いない場面での様子を観察し、事後に保護者に結果を報告することもあります。」とされています。

なお、巡回方式で実施する際には、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）や保育所等における健康診断に欠席した児などについても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 10 5 歳児健康診査の実施要綱の（3）健康診査を実施する担当者に定められる事項において、「十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること」とあるが、医師が参加しなくても国庫補助の対象になるか。

（答）

- 健康診査は、医師の参加のもと実施してください。そのうえで、幼児や発達障害等の診察に習熟していない医師のみで、診察を行うことが困難な場合には、心理担当職員や言語聴覚士等の専門職によるサポートにおいて、健診を実施することは差し支えありません。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 11 5 歳児健康診査の実施要綱の（5）項目等における「⑥ その他の疾病及び異常の有無」について、胸腹部への聴診や触診などの診察を想定しているのか。

（答）

- 5 歳児健康診査マニュアル（令和3 年度～5 年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）においては、「（5 歳児健診における医師の診察について）医師や保健師等がこどもと会話をしたり、所作を指示し、その様子や反応を医師が評価します。胸腹部への聴診や触診などの診察は必須ではありません。必要に応じて、胸腹部への聴診、触診、目や耳などの診察を追加します。」とされています。5 歳児健診において、実施要綱の（5）項目等における「⑥ その他の疾病及び異常の有無」は、国として特に指定するものではなく、自治体の実情や課題に鑑みて、自治体で疾病や異常について設定していただくということで差し支えありません。その評価にあたって、必要な問診、視診、触診、聴診、検査等の方法については、健診を行う医師の判断で差し支えありません。そして、医師は事前にその他医療専門職のスタッフが収集した情報を参考にしながら、集団における立ち振る舞い等の評価を実施いただくということで差し支えありません。

【1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業】

問 12 5 歳児健康診査を複数日にわたって実施した場合も国庫補助の対象になるか。

(答)

- 5 歳児健診を複数日にわたって実施することは問題ありません。また、その間隔についての具体的な規定はありませんが、対象者が4 歳6 か月から5 歳6 か月の期間内に健診を実施するようご配慮をお願いします。

【新生児マススクリーニング検査に関する実証事業】

問 13 実証事業で対象となる2 疾患と、既存の2 0 疾患について、同一の検体検査機関に検査を委託する場合、委託契約は分けて締結する必要があるか。

(答)

- 必ずしも委託契約を分けて締結する必要はありません。ただし、国庫補助の申請に当たっては、2 疾患分のみの検査の実施費用を計上いただく必要があるため、2 疾患と2 0 疾患の委託金額を区分するなど、適切な経理処理を行っていただくようお願いいたします。